

令和 5 年度補正予算（案）（3 月補正）の概要

○ 一般会計（第 9 号）

歳入歳出予算の総額からそれぞれ 155,517 千円を減額し、総額を 10,259,204 千円とするものです。

（歳入）

① 地方交付税（79,288 千円）

地方交付税のうち「普通交付税」について、国による追加交付に伴う再算定により令和 5 年度の普通交付税の額が変更交付決定したので、増額補正します。

（歳出）

① 財政調整基金積立金・公共施設整備基金積立金（150,000 千円）

今回の補正予算に伴う執行残等を将来の財政需要に備えるため、財政調整基金 100,000 千円、公共施設整備基金 50,000 千円を増額補正します。

※歳入歳出の総額の減については、事業費確定に伴う各予算科目の減になります。

○ 特別会計

○ 国民健康保険特別会計（第 5 号）

補正予算額 45,572 千円

○ 後期高齢者医療特別会計（第 3 号）

補正予算額 △3,689 千円

○ 介護保険特別会計（第 3 号）

補正予算額 △84,957 千円

○ 一般会計（第 8 号）【専決処分】

国は、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金を活用し、「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」の実施を決定し、併せて、「個人住民税均等割のみの課税世帯への給付」及び「低所得者の子育て世帯への加算給付（こども加算）」については、令和 6 年以降可能な限り速やかに給付を行うことを目指す方針を示していることから給付を速やかに進めるため、一般会計補正予算の専決処分を行いました。【繰越明許】

第 3 次価格高騰重点支援給付金事業（82,388 千円）

個人住民税均等割のみの課税世帯への給付	600 世帯×10 万円＝6,000 万円
低所得者の子育て世帯への加算給付（こども加算）	400 人×5 万円＝2,000 万円
給付に係る事務費	2,388 千円